

議案第66号

世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) プラネタリウムの観覧料の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例

世田谷区立図書館条例（昭和41年10月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

区分	一般投影		特別投影
	個人	団体（1人につき）	
大人	520円	410円	1,300円の範囲内において教育委員会がその都度定める額
子ども（18歳以下（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。））	130円	100円	650円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

備考

- 1 小学校就学の始期に達するまでの者は、無料とする。
- 2 団体とは、20人（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）以上の集団をいう。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。